

令和2年（ネ）第3049号 境川金森調節池建設差止請求控訴事件

控訴人 高橋靖昌 ほか

被控訴人 東京都

意見陳述書

令和4年3月1日

東京高等裁判所第8民事部E係 御中

控訴人ら代理人弁護士 海渡 雄一

高裁での審理を終えるにあたって、一言高裁判事の諸氏にご意見を申し上げます。金森調節池は、調節池から上流に向けた河床掘削を行うこととセットの計画であり、調節池の容量が満水となった以降は、河床掘削を行った区域の下流側においては、従前よりも水害の危険性が増加する。

境川の場合、下流を含めて時間雨量50ミリに対応する河道整備こそ必要かつ緊急な事業である。そして、その効果を達成するためには、流域対策という安価で地域住民に何の危険性も与えない代替手段がある。

金森調節池は、本来、境川の洪水被害から、地域の住民の生命・身体・財産の安全を守るための工事のはずである。にもかかわらず、ほとんどすべての地域住民が反対しているのはなぜなのか。本件金森調節池建設による治水安全性の向上よりも、建設工事に伴う交通事故の危険性、騒音・粉塵、保育園経営や農業への悪影響、西田スポーツ広場を使えなくなる不利益などの方が、はるかに大きいと、多くの住民が確信しているからである。

境川の洪水によって命を落とすよりも、建設工事の工事車両による交通事故によって命を落とす可能性の方がはるかに高い。このことは動かしがたい事実なのである。にもかかわらず、司法はこの益なくして害のみを住民に強いるこの計画を耐え忍べというのか。この地域に暮らす子どもたちのいのちが工事車両との衝突によって喪われてからでは遅いのだ。裁判所は、控訴人らの司法に託した切なる願いを聞き届けてほしい。